

昭和二十八年通商産業省令第三十八号

鉱業法の一部を改正する法律の施行に伴う
金属鉱山等保安規則等の特別措置に関する
省令 抄

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）を
実施するため、鉱業法の一部を改正する法律の施行
に伴う金属鉱山等保安規則等の特別措置に関する
省令を次のように制定する。

（用語の意義）

第一条 この省令において「鉱業権者」とは、こ
の省令施行の日において、鉱業法の一部を改正
する法律（昭和二十八年法律第五十七号。以下
「法」という。）附則第二項の規定により鉱山保
安法（昭和二十四年法律第七十号）第二條第一
項の鉱業権者とみなされた者をいう。

2 この省令において「鉱山」とは、この省令施
行の日において、法附則第二項の規定により鉱
山保安法第二條第二項の鉱山とみなされた事業
場をいう。

3 この省令において「鉱山労働者」とは、この
省令施行の日において、法附則第二項の規定に
より鉱山保安法第二條第三項の鉱山労働者とみ
なされた者をいう。

（国家試験の特例）

第十一条 鉱山において掘採の事業に従事する者
であつて、鉱山の保安技術職員とならうとする
もののうち、保安技術職員の職務を行うに必要
な学識経験を有し、かつ、この省令施行の日か
ら三箇年以内に鉱山保安試験審査会の承認を受
けたものは、保安技術職員国家試験規則（昭和
二十五年通商産業省令第七十二号）第八條第一
項または第九條第一項の規定による筆記試験を
免除し、国家試験に合格とする。

2 前項の場合においては、保安技術職員国家試
験規則第十三條の二、第十四條の二から第十六
條まで、第十八條および第十九條の規定を準用
する。

附 則 抄

1 この省令は、昭和二十八年八月八日から施行
する。

2 鉱業法の施行に伴う金属鉱山等保安規則等の
特別措置に関する省令（昭和二十六年通商産業
省令第十号。以下「旧規則」という。）は、廢
止する。

附 則（昭和二十九年八月一二日通商産業
省令第四四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。